

医療型障害児入所施設 宮城県立拓桃園運営規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立こども病院が設置する宮城県立拓桃園（以下「拓桃園」という。）において実施される医療型障害児入所施設の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 拓桃園は、児童福祉法（昭和 22 年法第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項及び第 42 条第 2 号の規定に基づき、自閉症、肢体不自由又は重症心身障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

(運営方針)

第 3 条 拓桃園は、入所給付決定を受けた保護者から同意を得て、その決定に係る拓桃園を利用する児童（以下「利用者」という。）の心身の状況に応じ、医療型障害児入所支援（以下「療育サービス」という。）の提供を行うものとする。

2 拓桃園は、利用者の人権を尊重し、かつ擁護し、利用者が安心して療育サービスを利用できるよう利用者とその保護者の立場に立った療育サービスの提供に努めるものとする。

3 拓桃園は、前 2 項のほか、仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成 24 年仙台市条例第 62 号）に定める内容及び関係法令を遵守するものとする。

(名称及び所在地)

第 4 条 療育サービスを行う拓桃園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宮城県立拓桃園
- (2) 所在地 仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

(利用定員)

第 5 条 拓桃園の利用定員は 81 人とする。

(主として入所させる障害児の障害の種類)

第 6 条 拓桃園において療育サービスを提供する主たる障害児は、自閉症、肢体不自由又は重症心身障害のある児童とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第7条 拓桃園に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | | |
|------|-----------------|-----|
| (1) | 園長（管理者） | 1人 |
| (2) | 児童発達支援管理責任者（兼務） | 1人 |
| (3) | 医師 | 5人 |
| (4) | 診療放射線技師 | 1人 |
| (5) | 理学療法士 | 1人 |
| (6) | 作業療法士 | 1人 |
| (7) | 保育士及び児童指導員 | 9人 |
| (8) | 薬剤師 | 2人 |
| (9) | 看護師 | 27人 |
| (10) | 事務職員 | 7人 |
| (11) | 心理指導担当職員 | 1人 |
| (12) | ソーシャルワーカー | 1人 |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて配置員数を超え又はその他の職員を置くことができるものとする。

(職務)

第8条 職員は、拓桃園の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 園長
拓桃園の業務を統括する。
- (2) 児童発達支援管理責任者
個々の利用者について、アセスメント、入所支援計画の作成、継続的な評価等を行い、療育サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 医師
利用者の診察、健康管理及び療育上の指導を行う。
- (4) 診療放射線技師
医師の指示を受け、エックス線等の検査を行う。
- (5) 理学療法士
医師の指示を受け、基本的動作能力の回復を図るため、理学療法を用いて、治療、訓練、指導及び援助を行う。
- (6) 作業療法士
医師の指示を受け、身体的機能の維持・向上のため、作業療法を用いて訓練、指導及び援助を行う。
- (7) 保育士及び児童指導員
利用者の生活一般について指導及び援助を行う。

- (8) 薬剤師
医師の指示を受け、薬剤の調合等を行う。
- (9) 看護師
医師の指示を受け、利用者の健康管理及び療育上の指導を行う。
- (10) 事務職員
拓桃園の運営に関する事務処理等を行う。
- (11) 心理指導担当職員
医師の指示を受け、心理指導を行う。
- (12) ソーシャルワーカー
拓桃園の入所の際や退所して地域移行する際に家庭や地域と連携を行う。

第3章 利用者に対する療育サービスの内容及び利用料

(療育サービスの内容)

第9条 提供する療育サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療
- (2) 日常生活の指導
- (3) 乳幼児に対する保育
- (4) 保護者に対する療育上の指導
- (5) 退所後の在宅生活に必要な知識技能の付与
- (6) その他保護者との合意に基づく内容

(入所支援計画の作成)

第10条 拓桃園は、利用者に対して社会に適応し、自立生活ができるよう適切な生活支援を行うため、入所支援計画を作成するものとする。

(利用料)

第11条 保護者は、その前年度の収入状況等に応じ児童相談所長が定める額を利用料として負担する。

- 2 保護者は、療育サービスに係る費用のうち、教育費及び利用者負担が適当と認められる日用品その他特別に日常生活上必要となる諸費用については、実費を負担する。
- 3 拓桃園は、前項の規定により保護者が実費を負担することが必要な療育サービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該療育サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。

(外部医療機関の受診等に伴う医療費)

第12条 外部医療機関の受診に伴う医療費については、保護者の負担とし、受診の

際には保護者が同伴するものとする。

第4章 利用に当たっての留意事項

(療育サービスの提供)

第13条 拓桃園が療育サービスを提供するに当たっては、利用者又はその保護者に対し、必要な事項について理解しやすいように説明を行い、利用者の身体の状態及びその環境に応じて、適切な日常生活及び学校教育を受けることができるよう支援を行うものとする。

(入所決定)

第14条 拓桃園は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、療育サービスの提供を行うものとする。

- (1) 利用希望者が伝染性の疾患にかかっているとき
- (2) 園長が不相当と認める相当の理由があるとき

(退所)

第15条 園長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、児童相談所長と協議の上、当該利用者を退所させることができるものとする。

- (1) 自立が可能な場合
- (2) 他の施設の利用が適当な場合
- (3) その他特に必要な場合

(契約の締結)

第16条 拓桃園は、利用希望者の保護者が障害児入所給付費の支給決定を受け、入所受給者証及び障害児入所医療受給者証が交付された後、療育サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うものとする。

- 2 拓桃園は、利用希望者の保護者が前項の説明を了解し、療育サービスの利用を申し出た場合、別に定める様式により契約を締結するものとする。
- 3 拓桃園は、前項の契約の締結に当たり、あらかじめ次に掲げる重要事項を記載した書面を交付し、同意を得るものとする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 医療及び利用の手続き並びに保護者の負担
- (3) その他療育サービスの選択に資すると認められる重要事項

- 4 園長は、契約入所に係る内規を別に定めることができるものとする。

(契約の解除)

第17条 保護者は、30日間の予告期間を置いて文書で拓桃園に通知することによ

り、この契約を解除することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、保護者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 拓桃園が正当な理由なく療育サービスを提供しないとき
- (2) 拓桃園が守秘義務に違反したとき
- (3) 拓桃園が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

2 拓桃園は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 拓桃園に支払うべき保護者負担額を3か月以上滞納した場合において、拓桃園が期限を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合
- (2) 他医療機関に3か月以上入院した場合
- (3) 保護者が、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認められる場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができない場合

(施設備品の利用)

第18条 利用者は、施設内の居室、設備及び器具を本来の用途に従って利用するものとする。

2 利用者が施設内の居室、設備及び器具を故意又は重大な過失により破壊又は汚損した場合は、拓桃園は、原状回復に要する費用を当該利用者の保護者に請求できるものとする。

(貴重品の管理)

第19条 拓桃園は、利用者に係る貴重品の管理は原則行わないものとする。

(その他の留意事項)

第20条 その他の留意事項については、重要事項説明書によるものとする。

第5章 緊急時等における対応方法等

(事故発生時の対応)

第21条 拓桃園は、療育サービスの提供中に利用者に急激な体調の変化及び不測の事故等が発生した場合は、医師の指示に基づく応急処置及び保護者への連絡等を迅速に行うものとする。

(非常・災害時への対応)

第22条 拓桃園は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送等災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 拓桃園は、消防法令に基づき、具体的な消防計画等の防災計画を策定し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を実施するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第23条 拓桃園は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療育サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講ずるものとする。

2 拓桃園は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 拓桃園は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

第6章 その他の運営についての重要事項

(衛生管理等)

第24条 拓桃園は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 拓桃園は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 拓桃園における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 拓桃園における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 拓桃園において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

3 拓桃園は、利用者の希望等を勘案し、適切な方法により、利用者を入浴させ又は清しきしなければならない。

(虐待防止のための措置)

第25条 拓桃園は、利用者に対し法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会の設置及び定期的な開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止に関する専任の責任者の配置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 新規採用時及び定期的に、職員に対する虐待防止に関する研修の実施及び記録

(身体拘束等の禁止)

第26条 拓桃園は、指定入所支援の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 拓桃園は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その理由及び様態、時間、その際の利用者の心身の状況並びにその他必要な事項を記録するものとする。
- 3 拓桃園は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のため、対策を検討する委員会を定期的開催及びその結果を職員に周知徹底すること
 - (2) 身体拘束適正化に関する専任の責任者の配置
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備
 - (4) 新規採用時及び定期的に、職員に対する身体拘束等の適正化に関する研修等の実施及び記録

(個人情報保護)

第27条 拓桃園は、その業務上知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 拓桃園の職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 拓桃園の職員は、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 拓桃園は、他の福祉サービスを提供する者等に対して利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者等の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第28条 拓桃園は、利用者等が療育サービスの提供に関する苦情等を申し出るための窓口を設置するものとする。

- 2 拓桃園は、利用者等から苦情等を受けた場合は、必要に応じて対応策を検討し、当該苦情申立者に対して説明を行うとともに、改善可能である場合は、速やかに改善するものとする。

- 3 拓桃園は、提供した療育サービスに関して児童相談所、市町村の質問又は照会に応じ、協力又は必要な改善を行うとともに、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の調査及びあっせんに協力するものとする。

(記録)

第29条 拓桃園は、療育サービスの提供に関する諸記録を整備し、療育サービスを提供した日の属する年度終了後、5年間保持する。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、拓桃園の運営に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。